



仁淀川町高齢者補聴器購入費助成事業のお知らせ

仁淀川町では、耳の聞こえが気になり、補聴器の購入をお考えの方に、補聴器購入費の一部助成を行っています。

下記の対象者や申請方法をお確かめの上、役場本庁または各支所へお問い合わせください。

対 象 者

※次のすべてに該当する方が対象となります。

- ◆ 仁淀川町内に住所を有する、**満65歳以上**の方
- ◆ 両耳の聴力レベルが**25デシベル以上**の方
- ◆ 町税等を滞納していない方
- ◆ 身体障害者手帳（聴覚障害）の交付の対象とならない方

助 成 金 額

- ◆ **お1人：2万円まで**
- ◆ 購入費用の2分の1を助成します。
- ◆ 集音器、付属品、修理、保守、送料、診察料、文書料（意見書）等は対象外です。

申 請 方 法

- ① 申請に必要な書類を受け取る。
- ② 耳鼻科を受診し「意見書」を書いてもらう。
- ③ 補聴器販売事業者で「補聴器の見積書」を作成する。
- ④ 「申請書」「意見書」「見積書」「滞納状況確認同意書」を町に提出する。
- ⑤ 町から「決定通知書」を受け取る。
- ⑥ 補聴器を購入し、購入費用の全額を支払う。
- ⑦ 「実績報告書兼交付請求書」「領収書の写し」「補聴器の型番がわかる書類」「口座振込先のわかる書類」を町に提出する。
- ⑧ 助成金額が、指定された口座に振り込まれる。

注 意 事 項

- ◆ **必ず、補聴器を購入する前に手続きを行ってください。**
- ◆ 補聴器専門医のいる耳鼻科で受診、認定補聴器技能者在籍補聴器販売店で購入をお願いします。
- ◆ 「決定通知書」を受け取ってから、補聴器を購入してください。
- ◆ すべての手続きは、令和8年3月31日までに行ってください。

【お問い合わせ・提出先】

仁淀川町役場	健康福祉課	福祉係	電話：0889-35-0888
池川総合支所	池川地域課	福祉係	電話：0889-34-2112
仁淀総合支所	仁淀地域課	福祉係	電話：0889-32-1132